

## 議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第4条 議会は、前条の基本方針にのっとり、市民に開かれた議会を目指すとともに、議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等に対する監視機関としての責任を認識し、市の基本的な政策決定、市政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を十分に果たすよう運営を行うものとする。</p> <p>3 議会は、市民参加の機会を多様に設定し、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。</p> <p>4 議会は、議決責任を深く認識し、市民に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たすものとする。</p>	<p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握するために市民参加の機会を設定し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。</p> <p>（理由）目的をはっきりとわかるように明示したいので</p> <p>4 議会は、議決責任の下、市民に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たすものとする。</p> <p>（理由）はっきりと明示したいので</p>	—	—	—	—	—
<p>（議員の活動原則）</p> <p>第5条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努め、議会の構成員としての役割及び責任を誠実に果たすとともに、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議員は、議会の構成員として、市政全体を見据え、積極的な調査研究活動を通じて、市民福祉の向上を目指して活動するものとする。</p> <p>3 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を尊重するものとする。</p> <p>4 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。</p>	<p>第5条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、</p> <p>（質問）考え方をまとめたものは、負託でなく信託となっているがどう。</p>	—	—	—	—	—
<p>（災害時における議会の活動）</p> <p>第6条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、前項の場合において、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。</p> <p>3 議会は、災害の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長等に対する情報提供、提言等を行うとともに関係機関に対する要請を行うものとする。</p> <p>4 議会は、前項の調査により得られた情報に基づき市民への情報提供を積極的かつ適切に行うものとする。</p>	<p>（災害時における議会の活動）</p> <p>第6条 議会は、市民の生命・財産・身分又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動を図ることが出来るよう、体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（下線前段・理由）普段謳われているので</p> <p>（下線後段・理由）より丁寧なわかりやすい言葉づかいとするために</p>	—	—	—	—	—
<p>（民主的かつ効率的な議会運営）</p> <p>第8条 議会は、議員平等の原則により、民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。</p> <p>2 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。</p> <p>3 代表質問は総括質問方式で行い、一般質問、関連質問及び議案質疑は一問一答方式で行うものとする。</p>	<p>2 議会は、市民にも分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。</p> <p>（理由）逐条解説の中で「市民にも」となっているので</p> <p>第3項 特別委員会第11回資料3の①、②の考え方の記載についての検討が必要である。</p> <p>①市長提出議案に対する質疑と一般事務に関する一般質問とは通常一括して行う。</p> <p>②3月定例会及び改選後（市議選・市長選）の初定例会には、代表質問を行う。</p>	—	—	—	—	—

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
<p>（議長の責務及び役割） 第10条 議長は、中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>2 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。</p> <p>3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。</p>	<p>（議長の責務及び役割） 第10条 議長は、中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>（下線部）考え方のまとめには入っていないが何う</p>	—	—	—	—	—
<p>（委員会の適切な運営） 第11条 議会は、市政の課題に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、委員会は、その専門性及び特性が十分に発揮できるように運営するものとする。</p> <p>2 議会は、委員会委員を選任するときは、議員が公平、公正に選任されるような方法の確保に努めなければならない。</p> <p>3 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 常任委員会は、各所管に属する事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>5 委員会は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができる。</p> <p>6 委員長は、中立かつ公正な立場で、効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。</p> <p>7 委員長は、調査又は審査を行うに当たっては、その委員会の専門性及び特性を発揮させるとともに、委員間の自由な討議が積極的に行われるように委員会を運営しなければならない。</p>	<p>第11条 議会は、市政の課題に対応するため、委員会の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、</p> <p>（下線前段）考え方で「議会は、市政の諸課題に迅速かつ的確に対応するため」となっているが何う</p> <p>（下線後段）この文言を削除したい（理由）次の行にまとめとして入っているの</p> <p>（質問）考え方の①と②を一緒にしたのは何故か何う。</p> <p>2 議会は、委員会委員を選任するときは、議員が公平、公正 →考え方で全議員となっているが何う</p> <p>（質問）「確保に努めなければならない。」とあるが考え方で「確保に努める」とあるが何う。</p> <p>3 委員間における自由討議を尊重するとともにとあるが考え方は「自由討議を補償するものとする」とあるが何う</p> <p>5 議事堂以外の場所にとあるが、考え方は「必要があると認めるときは、当該地域において」とあるが何う</p>	—	—	—	—	—
<p>（会派） 第13条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、主として政策等に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとする。</p> <p>3 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。</p> <p>4 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならない。</p> <p>5 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。</p> <p>6 議長は、必要に応じて会派の代表者による会議を開催することができる。</p>	<p>4、5 「努めなければならない」とあるが、考え方は「努めるものとする」とあるが何う。</p>	—	—	—	—	—
<p>第15条 議会は、本会議及び委員会を原則として公開で行うものとする。</p> <p>2 議会は、自ら開催する各種会議を公開するよう努めなければならない。</p> <p>（逐条解説） □第2項は、本会議、委員会以外についても議会が開催する会議は、原則として公開することを定めたものです。</p>	<p>2 （質問）「努めなければならない」とあるが、考え方は「努める」とあるが何う。</p> <p>（質問）平成24年10月5日の委員会において合意形成されたものより公開することになったが、逐条解説には載せるのか何う。</p>	—	—	第15条の解説 「□第2項は、・・・原則として公開することを定めたものです。」の部分において下線の部分は確認した考え方は「努めるものとする」の努力義務となっている。	—	—

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
<p>（情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任） 第16条 議会は、開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有及び積極的な情報公開を進めるとともに、市民への説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、市議会だより及び市議会ホームページにより議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知するとともに、情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会や市政に対して関心を持つよう広報活動に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の知る権利を保障し、福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）の定めるところにより、議会が保有する情報を市民の求めに応じて、原則公開しなければならない。</p> <p>4 議会は、議案、委員会審査等に関する資料等について、公開するよう努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議決に対する説明責任を果たすうえで、議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、公表することに努めなければならない。</p> <p>6 議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努めなければならない。</p>	<p>2、4、6 （質問）「努めなければならない」とあるが、考え方では「努める」とあるが伺う。</p> <p>4 （質問）「審査終了後に公開する」の文言が検討され意見統一されたが、欠落しているが伺う。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>（市民参加の推進） 第18条 議会は、市民との連携を推進し、市政の課題に柔軟に対処するため、市民参加や市民の意見を市政に反映させる機会を確保しなければならない。</p> <p>2 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる。</p> <p>3 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用を努めなければならない。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情の提出者の意見を聴くことができる。</p> <p>5 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメントを行うことができる。</p>	<p>2 （質問）意見交換会開催のなかで「テーマを決めて設けること」にしたが、逐条解説の中に入れるべきであるが伺う。</p> <p>3 （質問）「努めなければならない」とあるが、考え方では「努める」とあるが伺う。</p> <p>5 （質問）パブリックコメントの実施については、検討会第6会の多摩市第5条を取り入れることで合意されたものと理解しているが伺う</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>（市長等並びに議会及び議員の関係） 第19条 議会は、市長等との緊張ある関係を保ちながら、独立かつ対等の立場において、市長等に対して監視及び評価を行うものとする。</p> <p>2 議員は、二元代表制の観点から、法令等に特別の定めがある審議会並びに審議会等の設置目的及び構成員が広域にわたるもの以外の審議会等の委員には原則就任しないものとする。</p> <p>3 議会は、必要に応じて市長等に対して会議等への出席を要請するものとする。</p> <p>4 本会議又は委員会において、議員の質問や質疑に対し答弁をする者は、論点を明確にし議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。</p> <p>5 市長等は、本会議及び委員会において可決された附帯決議の趣旨を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>6 市長等は、議会が採択した請願及び陳情のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるものとする。</p> <p>7 議会は、前項の市長等において措置することが適当と認める請願及び陳情に関する処理の経過及び結果について報告を求めるものとする。</p>	<p>第19条 議会は、市長等との緊張ある関係を保ちながら、 →「緊張ある関係を保ちながら、」 としたい</p> <p>2 法令等に特別の定めがある審議会並びに審議会等の設置目的及び構成員が →・・・審議会並びに設置目的及び構成員が、としたい。</p>	<p>第19条 議会は、市長等との緊張ある関係を保ちながら、 →「緊張ある関係を保ちながら、」 に訂正</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
<p>（重要な政策等の説明） 第20条 議会は、市長等が提案する議案について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>2 議長は、市長等が、重要な政策等について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更するときは、市長等に対して、議会の意見及び政策提言の趣旨を尊重すること並びに重要な政策等に関する内容の説明を求めるものとする。</p>	<p>2 （質問）議長は、とあるが「議会は、」ではないか伺う。</p>	—	—	—	—	—
<p>（説明資料の要求） 第21条 議会は、議案等の審議、市長等に対する関し及び評価、政策立案及び政策提言を行うために必要となる関係資料について、市長等に対して求めることができる。</p> <p>2 議長は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、可能な限り、市長に対し議会が必要とする資料提供を求めることができる。</p>	<p>第21条 議会は、議案等の審議、市長等に対する関し及び評価は、「監視」ではないか伺う。</p> <p>2 （質問）議長は、とあるが「議会は、」ではないか伺う。</p>	<p>第21条 議会は、議案等の審議、市長等に対する関し及び評価、 (下線部) 「監視」に訂正</p>	—	—	—	—
<p>（政策立案及び政策提言の推進） 第25条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。</p> <p>2 議員及び委員会は、議会の立法機能の充実及び強化並びに政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、審議の充実及び議会による政策形成機能の強化を図り、市の直面する重要課題に対応するため、専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。</p>	<p>2 議会の立法機能の充実及び強化並びに政策水準 →議会の立法機能の充実強化並びに政策水準、としたい</p>	—	—	—	—	—
<p>（議会事務局の機能強化及び体制整備） 第28条 議会は、市長等への監視機能、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>第28条 議会は、市長等への監視機能、 →議会は、議員の行政への監視機能、としたい (理由)考え方にありとおりとしたい</p>	—	—	—	—	—
<p>（議会図書室の機能強化） 第30条 議会は、議員の調査研究に資するため、図書の実を図るとともに議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能の強化に努めるものとする。</p>	<p>（議会図書室の機能強化） 第30条 議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能 →議会図書室を適正に管理、運営し、その機能 としたい (理由)考え方にありとおりとしたい。「し」の表現が重なるので</p>	—	—	—	—	—